

環境保全第2023号

平成11年(1999年)6月11日

各 市 町 村 長
各健康福祉センター所長
環境保健研究センター所長
庁内関係課・室長
様

山口県環境生活部長

山口県環境影響評価条例の施行について

山口県環境影響評価条例（平成10年山口県条例第37号。以下「条例」という。）は、平成10年12月22日に公布されたことに伴い、山口県環境影響評価条例施行規則（平成11年山口県規則第3号。以下「規則」という。）が平成11年2月9日に公布（平成11年5月25日一部改正）され、また、山口県環境影響評価技術指針（以下「技術指針」という。）が平成11年6月11日に告示され、本年6月12日に全面施行されることとなります。

この条例の制定の趣旨及び内容の詳細は、下記のとおりでありますので、貴職におかれましても、条例の厳正かつ実効性のある施行について、格段の御協力をお願いします。

なお、条例の施行に伴い、平成2年4月に制定した山口県環境影響評価等指導要綱及び要綱に関連する指針、通知等は廃止しますので念のため申し添えます。

記

I 条例制定の趣旨

近年、環境問題は、地球環境問題や、事業者や県民の通常の活動に起因する環境負荷の問題などにみられるように、時間的、空間的、社会的に広がりをもっているが、こうした環境問題の様相の変化に対応し、持続可能な経済社会の構築を図るため、環境優先の基本理念とこれに基づく基本的施策の総合的な枠組みを示すものとして山口県環境基本条例（平成7年山口県条例第35号）が制定され、環境の保全に関する基本的な施策の一つとして、環境影響評価の措置が位置付けられたところである。

大規模な開発事業等の実施前に、事業者自らがその環境影響について評価を行い、環境の保全に配慮する環境影響評価は、環境悪化を未然に防止し、持続可能な社会を構築していくための極めて重要な施策である。本県においては、昭和59年の環境影響評価実施要綱（閣議決定）及び平成2年の山口県環境影響評価等指導要綱（以下「要綱」と

いう。)に基づき、その実績が着実に積み重ねられてきたところであるが、近年、山口県行政手続条例(平成7年山口県条例第1号)の制定により行政運営の公正の確保と透明性の向上が求められることになり、また、環境影響評価法(平成9年法律第81号。以下「法」という。)の制定により環境影響評価に係る法律と条例の関係及び地方公共団体におけるこの法律の趣旨の尊重が規定されるなど、環境影響評価制度を巡り新たな状況が生じてきている。

このような状況に適切に対応するため、従来の要綱の実績を踏まえながら、県の制度と国の制度との整合性に留意しつつ、制度の実効性の確保を図るとともに、審査における公正の確保と透明性の向上を図ることを基本として、本県における環境影響評価その他の手続を定めるための条例を制定したものである。

II 条例の内容

第1 総則

1 条例の目的

この条例は、環境影響評価について県等の責務を明らかにするとともに、規模が大きく環境に及ぼす影響の程度が著しいものとなるおそれのある事業について環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続、その事業の実施に際し講じられるべき措置その他所要の事項を定めることにより、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とするものである(条例第1条)。

2 環境影響評価

「環境影響評価」とは、事業(特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更(これと併せて行うしゅんせつを含む。)並びに工作物の新設及び増改築をいう。)の実施が環境に及ぼす影響(当該事業の実施後の土地または工作物において行われることが予定される事業活動その他の活動が当該事業に含まれる場合には、これらの活動に伴って生ずる影響を含む。以下単に「環境影響」という。)について環境の構成要素ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいうこととした(条例第2条第1項)。

この環境影響評価の実施主体については、要綱と同様に事業者としている。これは、①環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が自らの責任で事業の実施に伴う環境影響について配慮することが適当であること、②事業者が事業計画を作成する段階で環境影響についての調査、予測及び評価を一体として行うことによ

り、その結果を事業計画や環境保全対策の検討、施行・供用時の環境配慮等に反映できることによるものである（この場合、事業者が自らの名、責任で行うのであれば、委託等により代行機関を利用することを排除するものではない。）。

また「環境影響を総合的に評価すること」とは、選定された環境影響評価の項目（以下「選定項目」という。）ごとに取りまとめられた調査、予測及び評価の結果の概要を一覧できるように取りまとめること等を意味するものであり、それにより、他の選定項目に係る環境要素に及ぼすおそれがある影響について検討が行われることを想定したものである。なお、「環境影響評価」には、環境の保全の見地からの意見の聴取等のいわゆる外部手続は含まれない（これらについては、「環境影響評価その他の手続」の「その他の手続」に該当する。）。

3 第一種事業及び第二種事業

条例の対象となる事業については、県の立場からみて一定の水準が確保された環境影響評価を実施することにより環境保全上の配慮をする必要がある事業とすることが適当であるとの観点から、条例においては、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業とした。具体的には、要綱に基づく環境影響評価の対象となっていた事業種に加え、その対象を拡大するとともに、必要に応じ事業種の見直しを行うことができるよう、規則で事業種を追加することができる仕組みとした。

また、事業者にとっては、条例の対象となる事業があらかじめ定められていることが望ましいが、事業の環境影響は、個別の事業により、また、事業の行われている地域によって異なることから、個別判断の余地を残すことが必要である。したがって、条例においては、規模要件によって必ず環境影響評価その他の手続を実施すべき事業を第一種事業として定めるとともに、その規模を下回る事業についても一定規模以上のものは、事業の内容、事業が実施される地域の環境の状況等によって条例による環境影響評価その他の手続を実施するか否かを個別の事業ごとに判断することとした。

(1) 第一種事業

「第一種事業」とは、以下に掲げる事業の種類の内いずれかに該当する一の事業であって、規模（形状が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される事業の規模をいう。）が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして規則で定めるもの（法第2条第3項に規定する第二種事業（以下「法第二種事業」という。）及び同条第4項に規定する対象事業（以下「法対象事業」という。）を除く。）をいうこととした（条例第2条第2項）。

- ア 道路の新設又は改築の事業
- イ ダム、堰又は放水路の新築又は改築の事業
- ウ 鉄道又は軌道の建設又は改良の事業

- エ 飛行場又はその施設の設置又は変更の事業
- オ 発電所の設置又は変更の事業
- カ 廃棄物処理施設の設置又は変更の事業
- キ 工場又は事業場の新築又は改築の事業
- ク 下水道終末処理場の設置又は変更の事業
- ケ スポーツ又はレクリエーション施設の設置若しくは変更又はその用地の造成の事業
- コ 水面の埋立て又は干拓の事業
- サ 土地区画整理事業
- シ 住宅の用に供する一団の土地の造成事業
- ス 流通業務施設の用に供する一団の土地の造成事業
- セ 工場又は事業場の用に供する一団の土地の造成事業
- ソ 鉱物又は岩石の採取の事業
- タ 前各号に掲げるもののほか、一の事業に係る環境影響を受ける地域の範囲が広く、その一の事業に係る環境影響評価を行う必要の程度がこれらに準ずるものとして規則で定める事業の種類

(2) 第二種事業

「第二種事業」とは、(1)のアからタまでに掲げる事業の種類の内、いずれかに該当する一の事業であって、第一種事業に満たない規模を有するもののうち、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるかどうかの判定を行う必要があるものとして規則で定めるもの（法第二種事業及び法対象事業を除く。）をいうこととした（条例第2条第3項）。

なお、第二種事業とは当該判定を受ける前の事業を指しており、一旦判定を受けた場合には、対象事業となるか、対象事業でも第二種事業でもないものとなるかのいずれかであり、判定後においては第二種事業という概念は存在しない。

(3) 第一種事業及び第二種事業の具体的内容

(1)及び(2)にあるように、第一種事業及び第二種事業の具体的内容については、それぞれ第一種事業又は第二種事業の要件を満たすものとして、それぞれの事業種ごとに規則で定められている（規則第2条、第3条及び別表第一）。

その内容は本通知の別紙1及び以下のとおりであるが、環境影響評価制度の継続性を確保する観点から、概ね、従来の要綱の対象事業が第一種事業に、調査事業が第二種事業に設定されている。

ア 道路の新設又は改築の事業

(ア) 条例第2条第2項第1号に掲げる事業の種類に該当する第一種事業又は第

二種事業は、①高速自動車国道の新設又は改築、②一般国道、県道又は市町村道の新設又は改築、③林道の開設の事業について、車線の数（又は幅員）及び長さを要件として区分し、設定した。

この場合において、①の高速自動車国道については、すべてが法対象事業に該当するため、条例の対象事業から事実上除かれるものである。また、一般国道のうち、車線の数が4以上であり、かつ、長さ10km以上のもの（法第一種事業）、及び長さが7.5km以上10km未満のもの（法第二種事業）であって法の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要があると判定されたものは、法対象事業に該当するため、条例の第一種事業及び第二種事業から除かれるものである。同様に、森林開発公団が行う大規模林道事業のうち、法第二種事業又は法対象事業に該当するものは、条例の第一種事業及び第二種事業から除かれるものである。

(イ) (ア)の②の一般国道等の改築の事業については、道路の区域を変更して車線の数を増加させ又は新たに道路を設けるものとした。この場合において、「道路の区域を変更して車線の数を増加させるもの」とは、改築後の車線の数が4以上となる道路の拡幅の事業のみを指し、バイパスの建設の事業はこの概念には含まれない（バイパスの建設の事業は「道路の区域を変更して新たに道路を設けるもの」である。）。

(ウ) (ア)の③の林道については、「幅員が6.5m以上」とされており、2車線の林道を指している。なお、この幅員とは、車道及び路肩の幅員の合計を指すものであり、保護路肩の幅員は含まれない。

イ ダム、堰又は放水路の新築又は改築の事業

(ア) 条例第2条第2項第2号に掲げる事業の種類に該当する第一種事業又は第二種事業は、①ダムの新築、②堰^{せき}の新築及び改築、③放水路の新築の事業について、貯水面積（②にあつては湛^{たん}水面積、③にあつては土地の形状を変更する部分の面積）を要件として区分し、設定した。

この事業種においても、法第二種事業又は法対象事業に該当するものは、条例の第一種事業及び第二種事業から除かれるものである（本事業種に係る条例の第一種事業は、事実上、法の第一種事業として除かれることとなる。）。

なお、①のダムについて、ダムのかさ上げ、直上下流へのダムの移設は、すべて新築と捉えることとした。

(イ) ダム及び堰^{せき}については、①河川工事、②水道事業又は水道用水供給事業、

③工業用水道事業、③土地改良事業等として行われるものが該当し、放水路については、河川工事として行われるものが該当する。

ウ 鉄道又は軌道の建設又は改良の事業

(ア) 条例第2条第2項第3号に掲げる事業の種類に該当する第一種事業又は第二種事業は、①新幹線鉄道又は新幹線鉄道規格新線の建設又は改良、②普通鉄道の建設又は改良、③新設軌道の建設又は改良の事業について、鉄道又は軌道の長さを要件として区分し、設定した。

この場合において、①の新幹線鉄道又は新幹線鉄道規格新線については、すべてが法対象事業に該当するため、条例の対象事業から事実上除かれるものである。また、②の普通鉄道又は③の新設軌道のうち、法第二種事業又は法対象事業に該当するものは、条例の第一種事業及び第二種事業から除かれるものである（本事業種に係る条例の第一種事業は、事実上、法の第一種事業として除かれることとなる。）。

(イ) 改良の事業については、環境影響の観点から、一の停車場に係るものを除く本線路を増設するもの（複線化、複々線化の事業）、本線路の地下移設、高架移設等の本線路の移設の事業のうち線路の位置の変更の規模が一定規模以上のものとした。

エ 飛行場又はその施設の設置又は変更の事業

(ア) 条例第2条第2項第4号に掲げる事業の種類に該当する第一種事業又は第二種事業は、①一定規模以上の滑走路の設置を伴う飛行場及びその施設の設置の事業、②既設の飛行場に新たに一定規模以上の滑走路を新設する場合の飛行場及びその施設の変更の事業、③既設の滑走路を一定規模以上延長した結果一定規模以上の滑走路になる場合の飛行場及びその施設の変更の事業について、滑走路の長さを要件として区分し、設定した。

この事業種においても、法第二種事業又は法対象事業に該当するものは、条例の第一種事業及び第二種事業から除かれるものである（本事業種に係る条例の第一種事業は、事実上、法の第一種事業として除かれることとなる。）。

(イ) 規則別表第一の四の項のイの第四欄中「この項の第三欄に掲げる要件に該当するものを除く。」とは、例えば、3,000mの滑走路と2,000mの滑走路を同時に設置する場合には、同項のイの第三欄に該当するもの（第一種事業）として取り扱うという趣旨である。また、同項のロの第四欄中「この項の第三欄に掲げる要件に該当するものを除く。」とは、同様に上記の2本の滑走路を同時に新設する場合には、同項のロの第三欄に該当する事業として取り扱うという趣旨である。これらの場合で第三欄に該当する事業

として取り扱うとすることは、結果的に、法第一種事業として取り扱われることとなる。

オ 発電所の設置又は変更の事業

(ア) 条例第2条第2項第5号に掲げる事業の種類に該当する第一種事業又は第二種事業は、①水力発電所の設置又は変更、②火力発電所の設置又は変更、③原子力発電所の設置又は変更の事業について、発電設備の出力を要件として区分し、設定した。

この場合において、③の原子力発電所については、すべてが法対象事業に該当するため、条例から事実上除かれるものである。また、①の水力発電所又は②の火力発電所のうち、法第二種事業又は法対象事業に該当するものは、条例の第一種事業及び第二種事業から除かれるものである（本事業種に係る条例の第一種事業は、事実上、法の第一種事業として除かれることとなる。）。

(イ) 発電所については、電気事業の用に供するもののほか、卸供給事業（いわゆる「IPP」）、自家発電用の発電所も含むものである。

カ 廃棄物処理施設の設置又は変更の事業

(ア) 条例第2条第2項第6号に掲げる事業の種類に該当する第一種事業は、①ごみ焼却施設、②産業廃棄物焼却施設、③し尿処理施設、④一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場の設置又は規模の変更の事業について、一日当たりの処理能力（④にあつては埋立処分場所の面積）を要件として区分し、設定した。

この場合において、④の一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場のうち、法第二種事業又は法対象事業に該当するものは、条例の第一種事業及び第二種事業から除かれるものである（④に係る条例の第一種事業は、事実上、法の第一種事業として除かれることとなる。）。

(イ) 要綱で対象にしていなかった②の産業廃棄物焼却施設を新たに追加するとともに、④の廃棄物最終処分場に係る第二種事業の規模要件の下限（要綱の調査事業では20ha）について、コの水面の埋立て又は干拓の事業に係る規模要件と整合を図るため、15haとした。

キ 工場又は事業場の新築又は改築の事業

(ア) 条例第2条第2項第7号に掲げる事業の種類に該当する第一種事業は、工場又は事業場の新築又は改築の事業について、燃料使用量又は排出水の量を要件として区分し、設定した。

(イ) 「工場又は事業場」は、製造業（物品の加工修理業を含む。）、ガス供給

業又は熱供給業の用に供するものに限るものとした。

(ウ) 「燃料使用量」は、一時間当たりの燃料使用量を重油に換算して算定するものとし、また、「排出水の量」は、一日当たりの公共用水域に排出される水の量とし、専ら冷却用、減圧用その他の用途でその用途に供することにより汚濁負荷量が増加しないものに供される水の量を除いて算定するものとした。

ク 下水道終末処理場の設置又は変更の事業

(ア) 条例第2条第2項第8号に掲げる事業の種類に該当する第一種事業は、終末処理場の設置又は規模の変更の事業について、終末処理場の敷地の面積を要件として区分し、設定した。

ケ スポーツ又はレクリエーション施設の設置若しくは変更又はその用地の造成の事業

(ア) 条例第2条第2項第9号に掲げる事業の種類に該当する第一種事業又は第二種事業は、①ゴルフ場又はスキー場、②ゴルフ場等以外のスポーツ又はレクリエーション施設の設置又は規模の変更の事業について、面積を要件として区分し、設定した。

(イ) ②のスポーツ又はレクリエーション施設には、都市公園法で定められる都市公園も含まれるものであり、面積の算定にあつては、既設部分の面積は除かれるものである。

(ウ) 本事業種において、下記セに該当するものは除くものとした（複合開発整備事業として取り扱うものとした。）。

コ 水面の埋立て又は干拓の事業

(ア) 条例第2条第2項第10号に掲げる事業の種類に該当する第一種事業又は第二種事業は、公有水面の埋立て又は干拓の事業について、埋立干拓区域の面積を要件として区分し、設定した。

この事業種においても、法第二種事業又は法対象事業に該当するものは、条例の第一種事業及び第二種事業から除かれるものである（本事業種に係る条例の第一種事業は、事実上、法の第一種事業として除かれるものである。）。

(イ) 本事業に係る環境影響評価については、公有水面の埋立地又は干拓地において行われることが予定される事業活動その他の人の活動に伴って生じる影響は含まない。（埋立地又は干拓地において行われる事業が対象事業となる場合の環境影響評価の手続は、下記チに掲げるところにより行われることとなる。）

サ 土地区画整理事業

(ア) 条例第2条第2項第11号に掲げる事業の種類に該当する第一種事業又は第二種事業は、土地区画整理法に規定する土地区画整理事業について、施行地区の面積を要件として区分し、設定した。

この事業種においても、法第二種事業又は法対象事業に該当するものは、条例の第一種事業及び第二種事業から除かれるものである（本事業種に係る条例の第一種事業は、事実上、法の第一種事業として除かれるものである。）。

シ 住宅団地の造成事業等

(ア) 条例第2条第2項第12号から14号までに掲げる事業の種類に該当する第一種事業又は第二種事業は、それぞれ住宅団地、流通業務団地又は工業団地の造成事業について、当該団地の面積を要件として区分し、設定した。

(イ) この場合の「団地」は、それぞれ住宅、流通業務施設又は工場等の用に供するための敷地及びこれらに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地として計画的に取得され、又は造成される一団の土地をいうものとした。

(ウ) 本事業種において、下記セに該当するものは除くものとした（複合開発整備事業として取り扱うものとした。）。

(エ) この事業種においても、法第二種事業又は法対象事業に該当するものは、条例の第一種事業及び第二種事業から除かれるものである。

ス 鉱物又は岩石の採取の事業

(ア) 条例第2条第2項第15号に掲げる事業の種類に該当する第一種事業又は第二種事業は、鉱物の掘採又は岩石の採取の事業について、掘採又は採取に係る区域の面積を要件として区分し、設定した。

セ 複合開発整備事業

(ア) 上記ケ及びシに掲げる事業の種類のうちいずれか二以上を併せ実施する一の事業（以下「複合開発整備事業」という。）について、開発区域の面積を要件として区分し、設定した。

なお、上記ケ及びシに掲げる事業の種類を含む事業が複合開発整備事業に該当する場合は、上記ケ及びシの事業から除かれるものである。

ソ 第一種事業又は第二種事業が公有水面の埋立て又は工業団地の造成を伴う場合（規則第2条及び第3条ただし書き）

(ア) 上記アからケまで（カの(ア)の④の事業を除く。）又はシ若しくはセの事業

の種類に該当する事業については、公有水面の埋立て又は干拓を伴う場合が考えられるが、その場合に公有水面の埋立て又は干拓の事業の部分について、同時に上記コの事業の種類に該当する事業としても条例の手續が重複して義務づけられることのないよう、当該埋立て又は干拓が上記コの事業の種類に該当する事業として対象事業となる場合には、条例においては、当該埋立て又は干拓については上記コに該当する事業として捉えることとした。なお、当該埋立て又は干拓が上記コの事業の種類に該当する事業として対象事業とならない場合には、当該埋立て又は干拓については、上記アからケまで又はシ若しくはセの事業の種類に該当する事業として条例の手續が行われることとなる。

(イ) 同様に、工業団地の造成と工場・事業場の建設について条例の手續が重複して義務づけられることのないよう、工業団地の造成が上記シの事業の種類に該当する事業として対象事業となる場合には、当該工業団地の造成については上記シに該当する事業として捉えることとした

(ウ) なお、上記カの④の廃棄物最終処分場の設置又は規模の変更の事業であつて、公有水面の埋立てを伴う場合で、当該埋立てが上記コの事業の種類に該当する事業として対象事業になる場合については、廃棄物最終処分場の事業と公有水面埋立ての事業を切り分けることが困難であることから、この場合には上記のような取扱いは行わず、カ及びコの双方の事業として捉えることとした。

4 対象事業

条例において「対象事業」とは、第一種事業又は第5条の規定による判定手續の結果同条第3項第1号の措置がとられたもの、すなわち同条の規定による判定手續の結果条例による環境影響評価その他の手續が行われる必要があるとされた事業をいうものとした（条例第2条第4項）。

なお、第二種事業については、その後の事業内容の変更による再度の判定手續の結果、条例による環境影響評価その他の手續が行われる必要がないとされたものについては、対象事業ではなくなることとなる。

5 事業者

条例において「事業者」とは、対象事業を実施しようとする者（委託に係る対象事業にあつては、その委託をしようとする者）をいうものとした（条例第2条第5項）。

なお、委託に係る対象事業について、事業者をその委託をしようとする者としたのは、当該対象事業の内容について最終的な意思決定を行う権限を有する者を事業者とするということであり、他の法令等において「委託」という用語が用いられている場合であっても、その委託が条例の「委託」に該当するかどうかは当該法令等の解釈によって決まってくるものである。したがって、例えば、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の6に規定する「委託」については、この場合の「委託」には該当せず、この場合には、廃棄物処理センターが条例の事業者となる。

6 県等の責務

県、市町村、事業者及び県民は、事業の実施前における環境影響評価の重要性を深く認識して、この条例による環境影響評価その他の手續が適切かつ円滑に行われ、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、または低減することその他の環境の保全についての配慮が適正になされるようにそれぞれの立場で努めなければならないものとした（条例第3条）。

具体的には、例えば、県においては、地域の環境保全に責任を有する立場から制度の適切な管理及び運営を行うことのほか、環境影響評価に関する情報の提供等の環境影響評価を支える基盤の整備を行うこと、市町村においては、知事からの求めに応じて環境の保全の見地からの意見を述べることのほか、地域の環境情報の収集・提供を行う等、条例の円滑かつ適切な運用に協力すること、事業者においては、事業計画の熟度を高めていく過程のできる限り早い段階から情報を提供して外部の意見を聴取する仕組みとすることにより、早い段階からの環境配慮を行うことを可能とすること、自らの責任と負担においてこの条例に定める手続を誠実に履行することにより、対象事業の実施に伴う環境悪化の未然防止に努めること、県民においては、環境影響評価その他の手続が円滑かつ適切に行われるよう有益な環境情報の提供を行うこと等により、それぞれの立場において、その役割を果たすことが求められるものである。

第2 技術指針

(1) 知事は、既に得られている科学的知見に基づき、対象事業に係る環境影響評価が適切に行われるようにするため、次に掲げる事項に関する技術的な指針（以下「技術指針」という。）を策定しなければならないものとした（条例第4条第1項及び第2項）。

ア 環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法の選定に関する事項

イ 環境の保全のための措置に関する事項

調査、予測及び評価の対象については、環境基本条例の制定により、公害と自然という区分を超えた統一的な環境行政の枠組みが形成され、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること、生物の多様性の確保を図るとともに多様な自然環境を体系的に保全すること、人と自然との豊かな触れ合いを保つことが求められるようになってきたことを踏まえ、技術指針においては、環境基本条例の下での環境保全施策の対象を評価できるようにした。

(2) 知事は、技術指針を策定しようとするときは、あらかじめ、山口県環境影響評価技術審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴くとともに、技術指針を策定したときは、遅滞なく、これを告示しなければならないものとした（条例第4条第3項及び第4項）。

技術指針は、規則と同様の規範性を有することから、これを制定したときは、その内容を告示により周知することとしたものである（技術指針は、審査会の答申を踏まえて制定し、平成11年6月11日山口県告示第414号で告示された。）。

- (3) 技術指針については、常に適切な科学的判断を加えられ、必要な改定がなされなければならないものとし、これを改定しようとするときも、審査会の意見を聴くとともに、改訂したときは告示しなければならないものとした（条例第4条第5項及び第6項）。

第3 第二種事業に係る判定

- 1 第二種事業を実施しようとする者は、その氏名及び住所並びに第二種事業の種類及び規模、第二種事業が実施されるべき区域その他第二種事業の概要を知事に書面により届け出なければならないものとした（条例第5条第1項）。
- 2 知事は、1による届出に係る第二種事業が実施されるべき区域を管轄する市町村長に届出に係る書面の写しを送付して、30日以上を指定して条例の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要があるかどうかについての意見及びその理由を求めなければならないものとし、市町村長の意見が述べられたときはこれを勘案して、届出の日から起算して60日以内に届出に係る第二種事業についての判定を行い、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認められるときは(1)の措置を、著しいものとなるおそれがないと認めるときは(2)の措置をとらなければならないものとした（条例第5条第2項及び第3項）。
 - (1) 条例の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要がある旨及びその理由を、書面をもって届出した者及び市町村長に通知すること。
 - (2) 条例の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要がない旨及びその理由を、書面をもって届出した者及び市町村長に通知すること。

この判定に際し、地域の環境情報という観点から市町村長の意見を聴くこととしたものであるが、この市町村長の意見については、地域の環境の保全に責任を有する立場から述べられるものであり、知事が判定を行うに当たり、当該意見が判定に適切に反映させることが必要となる重要な意見として位置づけられるものである。なお、県としては、市町村長が意見を述べる際には、自然的環境の保護に関連する施策に携わっているという観点から、文化財保護担当部局及び農林水産担当部局との連絡調整を図ることが適当であると考えているところであるので、この旨併せて御配慮願いたい。

- 3 2(1)の措置がとられた者が当該第二種事業の規模又はその実施されるべき区域を変更して当該事業を実施しようとする場合に、当該変更後の事業が第二種事業に該当するときは、当該変更後の当該事業について再び1の届出をすることができることとし、この段階での事業内容の見直しにより環境影響の程度が著しいものとなるおそれがない場合を想定して、再度判定の機会を与えることとした（条例第5条第4項）。

- 4 第二種事業（対象事業に該当するものを除く。）を実施しようとする者は、2(2)の措置がとられるまでに第二種事業を実施してはならないこととした（条例第5条第5項）。
- 5 第二種事業を実施しようとする者が自ら進んで条例の手續を行う意思を有している場合に適切に対応するため、第二種事業を実施しようとする者は、1にかかわらず、判定を受けることなくこの条例の規定による環境影響評価その他の手續を行うことができることとした。この場合において、第二種事業を実施しようとする者は、条例の規定による環境影響評価その他の手續を行うこととした旨を知事に書面により通知するものとし、その通知を受けた知事は、通知に係る第二種事業が実施されるべき区域を管轄する市町村長に通知に係る書面の写しを送付しなければならないこととした（条例第5条第6項、第7項及び第8項）。
- 6 知事が、2の判定を行う場合において、第二種事業が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとした（規則第5条第1項）。
- (1) 環境に及ぼす影響が大きい技術、工法その他の事業の内容により、同種の一般的な事業と比べて環境影響の程度が著しいものとなる可能性が高いものであること。
- (2) 地域の自然的社会的状況に関する入手可能な知見により、第二種事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる施設、地域その他の対象が存在し、又は存在することとなることが明らかであると判断され、かつ、当該第二種事業の内容が当該対象の特性に応じて特に配慮すべき環境の構成要素（以下「環境要素」という。）に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。
- ア 大気汚染物質が滞留しやすい気象条件を有する地域、閉鎖性の高い水域その他の汚染物質が滞留しやすい地域
- イ 学校、病院、住居が集合している地域、水道原水の取水地点その他の人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域
- ウ 自然度が高い植生の地域、藻場、干潟その他の人の活動によって影響を受けておらず、若しくはほとんど受けていない自然環境又は野生生物の重要な生息地若しくは生育地
- エ アからウまでに掲げるもののほか、一定の環境要素に係る環境影響を受けやすいと認められる対象
- (3) 第二種事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる一定の環境要素に係る環境の保全を目的として法令又は条例（以下「法令等」という。）により指

定された地域その他の対象が存在し、かつ、当該第二種事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。

ア 大気汚染防止法第5条の2第1項の指定地域

イ 瀬戸内海環境保全特別措置法に規定する瀬戸内海

ウ 自然公園法に規定する自然公園の区域

エ 山口県自然環境保全条例に規定する緑地環境保全地域の区域

オ 山口県自然海浜保全地区条例に規定する自然海浜保全地区の区域

カ 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律に規定する鳥獣保護区の区域

キ 文化財保護法に規定する名勝（庭園、公園、橋りょう及び築堤にあつては、周囲の自然的環境と一体をなしているものに限る。）又は天然記念物（標本及び動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種の個体を除く。）

ク 都市計画法に規定する風致地区の区域

ケ イからチまでに掲げるもののほか、一定の環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象であると認められるもの

(4) 地域の自然的社会的状況に関する入手可能な知見により、第二種事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる地域が存在すると判断され、かつ、当該第二種事業の内容が当該地域の特性に応じて特に配慮すべき環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。

ア 環境基本法の規定により定められた環境上の条件についての基準であつて、大気の汚染（二酸化窒素、二酸化硫黄又は浮遊粒子状物質に関するものに限る。）、水質の汚濁（生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、全窒素又は全^{りん}燐に関するものに限る。）又は騒音に係るものが確保されていない地域

イ 騒音規制法第17条第1項の限度を超えている地域

ウ 振動規制法第16条第1項の限度を超えている地域

エ イからハマまでに掲げるもののほか、一定の環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがあると認められる地域

(5) 第二種事業が(1)から(4)までに掲げる要件のいずれにも該当しない場合において、当該第二種事業が他の密接に関連する同種の事業と一体的に行われ、かつ、当該第二種事業及び当該同種の事業が総体として、第一種事業に相当する規模を有するものとなるとき又は(1)から(4)までに掲げる要件のいずれかに該当することとなるときは、当該第二種事業は環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする（規則第5条第2項）。

第4 方法書の作成等

事業計画において適切な環境配慮が行われるためには、事業計画のできる限り早い段階で、環境情報の収集が幅広く行われることが必要である。また、事業の環境影響は、当該事業の具体的な内容や当該事業が実施される地域の環境の状況に応じて異なることから、調査、予測及び評価の項目及び方法については、画一的に定めるものではなく、包括的に定め、個別の案件ごとに絞り込んでいく仕組みとすることが必要である。

こうした要請に応えるため、条例においては、環境影響評価準備書の作成・提出前の事業者が環境影響評価に係る調査・予測を開始する際に、その時点で提供しうる事業に関する情報、事業者が行おうとする調査等に関する情報を提供しつつ、地方公共団体、住民、専門家等から環境情報を収集し、準備書に反映させるための意見聴取手続である環境影響評価方法書の作成に係る手続を設けた。

このような手続を導入することによって、論点が絞られた効率的な予測評価や関係者の理解の促進、作業の手戻りの防止等の効果が期待されるとともに、提供された有益な情報を活用することにより事業計画の早期段階での環境配慮に資することが期待される。

1 方法書の作成

事業者は、対象事業に係る環境影響評価を行う方法（調査、予測及び評価に係るものに限る。）について、次に掲げる事項を記載した環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成しなければならないものとした。なお、相互に関連する二以上の対象事業を実施しようとする場合には、当該対象事業に係る事業者は、これらの対象事業について、併せて方法書を作成することができることとした（条例第6条）。

- (1) 事業者の氏名及び住所等
- (2) 対象事業の目的及び内容
- (3) 対象事業が実施されるべき区域（以下「対象事業実施区域」という。）及びその周囲の概況
- (4) 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法（当該手法が決定されていない場合にあっては、対象事業に係る環境影響評価の項目）

(2)の対象事業の内容については、①対象事業の種類及び規模、②対象事業実施区域、③対象事業の内容に関する事項（既に決定されている内容に係るものに限る。）であって、その変更により環境影響が変化することとなるものを記載するものとした（技術指針第12条第1項）。

(3)の「区域及びその周囲の概況」については、当該事業の実施に伴う環境影響の調査、予測及び評価に当たって概況を把握することが必要であると事業者が判断した区

域について、入手可能な最新の文献その他の資料により把握した結果を記載することとしており（同条第2項）、事業者に現地調査を義務付けるものではない。

(4)の記載に当たっては、項目及び手法の選定の理由を明らかにするものとした（同条第4項）。なお、「当該手法が決定されていない場合にあっては」とあるのは、事業によっては事業の内容をある程度固めた後でなければ具体的な手法までは確定できない場合が想定されるが、これらを必要的記載事項とした場合には方法書手続の開始の時点がそれにより遅くなることが想定されることによるものである。

2 方法書の送付等

事業者は、方法書を作成したときは、知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長に対し、方法書を送付しなければならないものとした（条例第7条）。

この場合において、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域は、対象事業実施区域及び既に入手している情報によって一以上の環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした（規則第6条）。

3 方法書についての公告及び縦覧

事業者は、方法書を作成したときは、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨等を公告し、2の地域内において、方法書を公告の日から起算して一月間縦覧に供しなければならないものとした（条例第8条）。

方法書についての公告の方法は、①山口県報への掲載、②関係市町村公報または広報紙への掲載、③日刊新聞紙への掲載から適切な方法により行うものとしている（規則第7条）。事業者からの依頼があれば、山口県報に登載することとしているが、市町村においても、事業者からの依頼があれば、公報や広報紙への掲載について御協力を願いたい。また、事業者においては、広く住民に知らせるという観点からその手法を選択すべきものである。

また、縦覧場所については、①事業者の事務所、②県の保健所、③関係市町村の庁舎等、④その他事業者が利用できる施設から縦覧する者の参集の便を考慮して定めるとしている（規則第8条）。事業者からの依頼があれば、関係地域内またはその周辺にある県の保健所を縦覧場所として提供することとしており、市町村においても、事業者からの依頼があれば、関係地域内またはその周辺にある市町村の庁舎その他の施設を縦覧場所として提供することについて御協力を願いたい。

方法書について公告する事項は、①事業者の氏名及び住所、②対象事業の名称、種類及び規模、③対象事業実施区域、④条例第7条の地域の範囲、⑤方法書の縦覧の場所、期間及び時間、⑥方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨、⑦条例第9条第1項の意見書の提出期限、提出先その他当該意

見書の提出に必要な事項 とした（規則第9条）。

4 方法書についての意見書の提出

方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、方法書に係る公告の日から、方法書の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出によりこれを述べるができるものとした（条例第9条）。

この方法書についての意見書の提出は、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についてのものであり、有益な環境情報を提供するという観点から適切な意見が出されることが求められることとなる。なお、地域の有益な環境情報は、その地域の住民に限らず、環境の保全に関する調査研究を行っている専門家等によって広範に保有されていること等から、意見提出者の地域的範囲を限定しないこととした。

また、方法書についての意見書の記載事項は、①意見書を提出しようとする者の氏名及び住所、②方法書の名称、③環境の保全の見地からの意見（その理由を含む。）としている（規則第10条）が、記載事項に不備があることをもって意見書としないこととするものではない。

5 方法書についての意見の概要の送付

事業者は、方法書についての意見書の提出期間を経過した後、知事及び2の地域を管轄する市町村長に対し、4の意見の概要（意見書の提出がなかったときは、その旨）を記載した書類を送付しなければならないものとした（条例第10条）。

6 方法書についての知事等の意見

知事は、5の書類の送付を受けたときは、一定期間内に、事業者に対し、方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとし、この場合において、知事は、方法書について、期間を指定して5の市町村長の環境の保全の見地からの意見を求め、また、技術審査会の意見を聴き、これらの意見を勘案するとともに、5の書類に記載された意見に配意するものとした（条例第11条）。

この知事の意見の提出期間は、90日（ただし、意見を述べるため実地の調査を行う必要がある場合において、積雪その他の自然現象により長期間にわたり当該実地の調査が著しく困難であるときは、120日を超えない範囲内で知事が定める期間）とした（規則第11条）。

また市町村長の意見については、地域の環境の保全に責任を有する立場から述べられるものであり、知事が意見を述べるに当たり、当該意見が知事の意見に適切に反映させることが必要となる重要な意見として位置づけられるものである。

この際、県としては、手続の円滑な進行を確保する観点から、市町村長は意見の内容が確定した場合（意見がない場合を含む。）には、指定した期間内であっても速や

かに意見を述べるのが適当であると考えているところであり、この旨御配慮願いたい。また、市町村長が意見を述べる際には、自然的環境の保護に関連する施策に携わっているという観点から、文化財保護担当部局及び農林水産担当部局との連絡調整を図ることが適当であると考えているところであるので、この旨併せて御配慮願いたい。

第5 環境影響評価の実施等

1 環境影響評価の項目等の選定

(1) 事業者は、方法書についての知事の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見に配意して第4の1の(4)に掲げる事項に検討を加え、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならないものとした（条例第12条）。

(2) (1)の規定による項目の選定は、対象事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下「影響要因」という。）が当該影響要因により影響を受けるおそれがある環境の構成要素（以下「環境要素」という。）に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討することにより行うものとした（技術指針第3条）。

また、調査、予測及び評価の手法の選定は、選定項目ごとに選定項目の特性及び対象事業が及ぼすおそれがある環境影響の重大性について客観的かつ科学的に検討することにより行うものとした（技術指針第4条、第5条、第6条及び第7条）。

2 環境影響評価の実施

事業者は、1の規定により選定した項目及び手法に基づいて、対象事業に係る環境影響評価を行わなければならないものとした（条例第13条）。

第6 準備書

1 準備書の作成

事業者は、対象事業に係る環境影響評価を行った後、その結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成しなければならないものとした（条例第14条）。

(1) 第4の1の(1)から(3)までに掲げる事項

(2) 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要

(3) 方法書に係る知事の意見

(4) (2)及び(3)の意見についての事業者の見解

(5) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

(6) 環境影響評価の結果のうち、次に掲げるもの

ア 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとにとりまとめたもの（環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかとならなかった項目に係るものを含む。）

イ 環境の保全のための措置（当該措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む。）

ウ イに掲げる措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合には、当該環境の状況の把握のための措置

エ 対象事業に係る環境影響の総合的な評価

(7) 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所等

(1)のうち、第4の1の(2)の対象事業の内容については、①対象事業の種類及び規模、②対象事業実施区域、③工事の実施に係る工法、期間及び工程計画に関する事項、④対象事業の内容に関する事項であって、その変更により環境影響が変化することとなるものを、第4の1の(3)の対象事業実施区域及びその周辺の概況については、入手可能な最新の文献その他の資料により把握した結果（当該資料の出典を含む。）及び必要に応じ関係する地方公共団体、専門家その他の者からの聴取又は現地の状況の確認により把握した結果を記載するものとした（技術指針第13条第1項及び第2項）。

(5)の記載に当たっては、第4の1の(4)と同様、項目及び手法の選定の理由を明らかにするものとした（技術指針第13条第4項）。

(6)のアの記載に当たっては、次に掲げる事項を明らかにするものとした（技術指針第13条第5項）。

① 調査により得られる情報が記載されていた文献名、当該情報を得るために行われた調査の前提条件、調査地域の設定の根拠、調査の日時その他の当該情報の出自及びその妥当性（技術指針第5条第5項）

② 既存の長期間の観測結果が存在しており、かつ、現地調査を行う場合には、当該観測結果と現地調査により得られた結果との比較（技術指針第5条第6項）

③ 予測の基本的な手法の特徴及びその適用範囲、予測地域の設定の根拠、予測の前提となる条件、予測で用いた原単位及び係数その他の予測に関する事項を、選定項目の特性、事業特性及び地域特性に照らし、それぞれの内容及び妥当性（技術指針第6条第3項）

④ 対象事業以外の事業活動その他の地域の環境を変化させる要因によりもたら

される当該地域の将来の環境の状況（将来の環境の状況の推定が困難な場合及び現在の環境の状況を勘案することがより適切な場合にあっては、現在の環境の状況）を勘案して予測が行われるようにするものとし、この場合の将来の環境の状況の推定に当たって、国又は地方公共団体により行われる環境の保全に関する施策の効果を見込むときは、当該施策の内容（技術指針第6条第4項）

- ⑤ 新規の予測の手法を用いる場合その他の環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合において、予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を勘案して必要なときは、当該不確実性の内容（技術指針第6条第5項）
- ⑥ 評価に当たって、事業者以外の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場合には、当該措置の内容（技術指針第7条第3号）

(6)のイの記載は、次に掲げる事項を記載して行うものとした（技術指針第13条第6項）。

- ① 環境保全措置についての複数の案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討その他の適切な検討を通じて、事業者により実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り回避され、又は低減されているかどうかの検証の結果（技術指針第9条）
- ② 環境保全措置の検討結果（技術指針第10条）
 - a 環境保全措置の内容、実施主体その他の環境保全措置の実施の方法
 - b 環境保全措置の効果及び当該環境保全措置を講じた後の環境の状況の変化並びに必要に応じ当該環境保全措置の効果の不確実性の程度
 - c 環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境への影響
 - d 代償措置にあっては、環境影響を回避し、又は低減させることが困難である理由
 - e 代償措置にあっては、損なわれる環境及び当該環境保全措置により創出される環境に関し、それぞれの位置並びに損なわれ又は創出される環境に係る環境要素の種類及び内容

なお、(6)のイの「当該措置を講ずることとするに至った検討の状況」とは、個々の事業者により実行可能な範囲内で環境への影響をできる限り回避し、又は低減するものであるか否かを評価する視点を取り入れる観点から、事業者が事業計画の検討を進める過程で行われる環境の保全のための措置の検討の経過を明らかにするために記載事項としたものであるが、これは、建造物の構造、配置の在り方、環境保全設備、工事の方法等を含む幅広い環境保全対策を対象として、複数の案を時系列に沿って若しくは並行的に比較検討すること、実行可能なより良い技術が取り入れられているか否かについて検討すること等を念頭においたものである。

(6)のウの「環境の状況の把握のための措置」については、予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずることとする場合又は効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずることとする場合において、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは、工事の実施の間及び対象事業に係る土地又は工作物の供用開始後の環境の状況を把握するための調査（以下「事後調査」という。）を行うものとし（技術指針第11条）、次に掲げる事項を記載するものとした（技術指針第13条7項）。

- ① 事後調査を行うこととした理由
- ② 事後調査の項目及び手法
- ③ 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応の方針
- ④ 事業者以外の者が把握する環境の状況に関する情報を活用しようとする場合にあっては、当該事業者以外の者との協力又は当該事業者以外の者への要請の方法及び内容
- ⑤ 事業者以外の者が事後調査の実施主体となる場合にあっては、当該実施主体の氏名（法人にあっては、その名称）並びに当該実施主体との協力又は当該実施主体への要請の方法及び内容
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、事後調査の実施に関し必要な事項

(6)のエの「環境影響の総合的な評価」については、アからウまでに掲げる事項、すなわち選定項目ごとに取りまとめられた調査、予測及び評価の結果の概要を一覧できるように取りまとめるものとし（技術指針第13条第8項）、それにより、他の選定項目に係る環境要素に及ぼすおそれがある影響について検討が行われることを想定したものである。

2 準備書の送付等

事業者は、準備書を作成したときは、知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（以下「関係地域」という。）を管轄する市町村長（以下「関係市町村長」という。）に対し、準備書及びこれを要約した書類を送付しなければならないものとした（条例第15条）。

関係地域については、方法書段階と同一の基準により定められることとなるが（規則第12条）、この段階では環境影響評価がすでに実施済みであり、より具体的な情報が得られていることから、方法書段階とは関係地域の範囲が異なることも想定されるものである。ここで、条例において「第7条の地域に追加すべきものと認められる地域を含む」とされているが、地域を追加した場合には事業者に新たな義務が課され

るため入念的に規定しているものであり、地域を縮小した場合は縮小後の地域を関係地域として解釈できるものである。

また、準備書については要約書の作成を義務付けているが、これは、環境影響評価その他の手続を円滑に進める上では、専門的知識を有しない者等に対しても内容をわかりやすく周知することが必要であることによるものである。

3 準備書についての公告及び縦覧

事業者は、準備書等の送付を行った後、準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、準備書を作成した旨等を公告し、関係地域内において、準備書等を公告の日から起算して一月間縦覧に供しなければならないものとした（条例第16条）。

準備書について公告する事項は、①事業者の氏名及び住所、②対象事業の名称、種類及び規模、③対象事業実施区域、④関係地域の範囲、⑤準備書の縦覧の場所、期間及び時間、⑥準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨、⑦条例第18条第1項の意見書の提出期限、提出先その他当該意見書の提出に必要な事項とした（規則第15条）。

なお、準備書についての公告の方法及び縦覧場所については、第4の3の方法書に係るものに同様とした（規則第13条、第14条）。

4 説明会の開催等

(1) 事業者は、準備書の縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会を開催しなければならないものとした。この場合において、関係地域内に説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができるものとした（条例第17条第1項）。

準備書は、環境影響評価の結果について、環境の保全の見地から意見を聴くための準備として作成されるものであり、住民への十分な周知が求められることから、対象事業の実施により直接環境影響を受ける範囲と認められる関係地域の住民には、縦覧のほか説明会を開催することを事業者に義務付けたものである。なお、説明会は、できる限り参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるべきであり、関係地域以外の地域の住民も出席することができるものである。

(2) 事業者は、説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、これらを説明会の開催を予定する日の一週間前までに公告しなければならないものとした（条例第17条第2項）。

(3) 事業者は、その責めに帰することができない事由で説明会を開催することができない場合には、当該説明会を開催することを要せず、他の方法により準備書の

周知に努めなければならないものとした（条例第17条第4項）。

事業者の責めに帰することのできない事由には、天災、交通の途絶その他の不測の事態により説明会の開催が不可能である場合、事業者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることによって説明会を円滑に開催することができないことが明らかである場合があり（規則第18条）、これらの事由により説明会が開催できない場合には、当該説明会を開催することを要せず、事業者は、要約書の提供、準備書の概要の公告その他適切な方法（規則第19条）により準備書の記載事項の周知に努めなければならないとしたものである。

5 準備書についての意見書の提出

準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、準備書に係る公告の日から、準備書の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができるものとした（条例第18条）。

この準備書についての意見書の提出は、環境影響評価の結果に関する事項についてのものであり、有益な環境情報を提供するという観点から適切な意見が出されることが求められることとなる。

なお、要綱では、意見の提出を求める者の範囲を関係地域内に住所を有する者に限定していたが、条例においては、第4の4の方法書についての意見と同様に、意見提出者の地域的範囲を限定しないこととした。

6 準備書についての意見の概要等の送付

事業者は、準備書についての意見書の提出期間を経過した後、知事及び関係市町村長に対し、準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要及びその意見についての事業者の見解（意見書の提出がなかったときは、その旨）を記載した書類を送付しなければならないものとした（条例第19条）。

7 準備書についての知事等の意見

(1) 知事は、6の書類の送付を受けたときは、一定期間内に、次に掲げる関係市町村長及び技術審査会の意見を勘案するとともに、6の書類に記載された意見及び事業者の見解並びに公聴会において述べられた意見に配意して、事業者に対し準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとした（条例第20条）。

この知事の意見の提出期間は、120日（ただし、意見を述べるため実地の調査を行う必要がある場合において、積雪その他の自然現象により長期間にわたり当該実地の調査が著しく困難であるときは、150日を超えない範囲内で知事が定める期間）とした（規則第21条）。

(2) 知事は、(1)の意見を述べる場合において、準備書について、期間を指定して関係市町村長の環境の保全の見地からの意見を求め、また、技術審査会の意見を聴くものとした。(条例第20条第2項及び第3項)

この関係市町村長の意見については、地域の環境の保全に責任を有する立場から述べられるものであり、知事が意見を述べるに当たり、当該意見が知事の意見に適切に反映させることが必要となる重要な意見として位置付けられるものである。

この際、県としては、手続の円滑な進行を確保する観点から、関係市町村長は意見の内容が確定した場合(意見がない場合を含む。)には、指定した期間内であっても速やかに意見を述べるのが適当であると考えているところであり、この旨御配慮願いたい。また、関係市町村長が意見を述べる際には、自然的環境の保護に関連する施策に携わっているという観点から、文化財保護担当部局及び農林水産担当部局との連絡調整を図ることが適当であると考えているところであるので、この旨併せて御配慮願いたい。

(3) 知事は、(1)の意見を述べる場合において、必要があると認めるときは、準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見を聴くための公聴会を開催することができるものとした(条例第20条第4項)。

準備書についての環境の保全の見地からの意見を有する者の意見は、意見書により事業者に対し述べられ、この意見の概要及び事業者の見解が知事に送付されるものであるが、知事は、意見の形成にあたり必要があると認めるときは、公聴会を開催し、意見を有する者の意見を直接に聴くことができるものとしたものである。

なお、知事は、公聴会を開催しようとするときは、公聴会を開催しようとする日の30日前までに、その日時及び場所等を山口県報に公告するものとし(規則第22条)、公聴会において意見を述べようとする者は、公聴会の開催の日の15日前までに、意見の要旨等を記載した書面を知事に提出しなければならないものとした(規則第23条)。

第7 評価書

1 評価書の作成等

(1) 事業者は、準備書について知事の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見に配慮して準備書の記載事項について検討を加え、当該事項の修正を必要とすると認めるときは、次のアからウまでに掲げる当該修正の区分に応じ当該アからウまでに定める措置をとらなければならないものとした(条例第21条第1項)。

ア 第4の1の(2)に掲げる事項の修正（事業規模の縮小、規則で定める軽微な修正その他の規則で定める修正に該当するものを除く。） 第4から第7までによる環境影響評価その他の手続を経ること。

イ 第4の1の(1)又は第6の1の(2)から(4)まで若しくは(7)に掲げる事項の修正（2）、2及び3による環境影響評価その他の手続を行うこと。

ウ ア及びイに掲げるもの以外のもの 当該修正に係る部分について対象事業に係る環境影響評価を行うこと。

この段階において、事業者は、準備書についての知事の意見を勘案し、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見に配慮した上で、準備書の記載事項に検討を加えることとなる。

その結果、アに該当する場合には再び方法書手続から実施することとなる。この場合において、「軽微な修正」とは、別紙2に掲げる事業の区分ごとに同表に掲げる事業の諸元の修正とし、①軽微な修正、②事業の諸元の修正以外の修正、③環境への負荷の低減を目的とする修正については、再手続は要しないものとした（規則第29条）。

また、ウに該当する場合には修正に係る部分について環境影響評価（例；追加調査、環境の保全のための措置の再検討等）が行われることとなる。なお、イは事業者の氏名、住所等準備書の内容の形式的な修正の場合を想定しており、この場合には当該形式的な修正が行われることとなる。

(2) 事業者は、(1)のアに該当する場合を除き、(1)のウの規定による環境影響評価を行った場合には当該環境影響評価及び準備書に係る環境影響評価の結果に、(1)のウの規定による環境影響評価を行わなかった場合には準備書に係る環境影響評価の結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価書（以下「評価書」という。）を作成しなければならないものとした。（条例第21条第2項）。

ア 第5の1の(1)から(8)までに掲げる事項

イ 準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要

ウ 準備書に係る知事の意見

エ イ及びウの意見についての事業者の見解

なお、アに掲げる事項の記載に当たっては、第6の1の準備書の作成の場合と同様とし、また、準備書に記載した事項との相違を明らかにするものとした（技術指針第14条第2項）。

2 評価書等の送付

事業者は、評価書を作成したときは、速やかに、知事及び関係市町村長に対し、評価書及びこれを要約した書類（以下「要約書」という。）を送付しなければならない

ものとした（条例第22条）。

3 評価書の公告及び縦覧

事業者は、評価書等の送付をしたときは、評価書を作成した旨等を公告し、関係地域内において、評価書及び要約書を公告の日から起算して一月間縦覧に供しなければならないものとした（条例第23条）。

評価書について公告する事項は、第6の3の①から④までに掲げる事項並びに評価書の縦覧の場所、期間及び時間とした（規則第32条）。

なお、評価書についての公告の方法及び縦覧場所については、第4の3の方法書に係るものに同様とした（規則第30条、第31条）。

第8 対象事業の内容の修正等の手続

1 事業内容の修正の場合の環境影響評価その他の手続

事業者は、方法書に係る公告を行ってから評価書の公告を行うまでの間に、対象事業の目的、内容を修正しようとする場合において、当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、当該修正後の事業について第4から第7までによる環境影響評価その他の手続を経なければならないものとした。ただし、当該事項の修正が事業規模の縮小、規則で定める軽微な修正その他の規則で定める修正に該当する場合にはこの限りでないものとした（条例第24条）。この場合の規則で定める軽微な修正等は、第7の1の(1)の評価書の作成の場合と同様とした（規則第33条）。

2 事業内容の修正の場合の第二種事業に係る判定

事業者は、方法書に係る公告を行ってから評価書の公告を行うまでの間に、対象事業の目的、内容を修正しようとする場合において、当該修正後の事業が第二種事業に該当するときは、当該修正後の事業について、第二種事業に係る判定を受けるための届出をすることができることとした（条例第25条）。

3 対象事業の廃止等

(1) 事業者は、方法書に係る公告を行ってから評価書の公告を行うまでの間に、次のアからウまでのいずれかに該当することとなった場合には、方法書、準備書又は評価書の送付を当該事業者から受けた者にその旨を通知するとともに、その旨を公告しなければならないこととした（条例第26条第1項）。

ア 対象事業を実施しないこととしたとき。

イ 対象事業の目的、内容を修正した場合において当該修正後の事業が第一種事業にも第二種事業にも該当しないこととなったとき。

ウ 対象事業の実施を他の者に引き継いだとき。

- (2) (1)のウの場合において、当該引継ぎ後の事業が対象事業であるときは、(1)による公告の日以前に当該引継ぎ前の事業者が行った環境影響評価その他の手続は新たに事業者となった者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の事業者について行われた環境影響評価その他の手続は新たに事業者となったものについて行われたものとみなすものとした（条例第26条第2項）。

第9 対象事業の実施の制限等

1 対象事業の実施の制限

- (1) 事業者は、第7の3による評価書に係る公告を行うまでは、対象事業を実施してはならないものとした。（条例第27条第1項）。

この規定は、環境影響評価は事業の実施前に行うものであり、評価書に係る公告を行う前に事業が実施されるようなことがあれば、事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保するという条例の趣旨に反することとなってしまうことから設けたものである。なお、このような趣旨の規定であることから、ここでいう対象事業の実施は、工事に着手することを指しているものであり、例えば、個別の免許法上の申請手続等を開始する行為については該当せず、また、工事の調査のためのボーリング等の事前調査の一環として行われる行為についてもこれに該当しない。

- (2) 事業者は、評価書に係る公告を行った後に対象事業の目的、内容を変更しようとする場合において、当該変更が事業規模の縮小、規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更該当するときは、この条例の規定による環境影響評価その他の手続を経ることを要しないこととした（条例第27条第2項）。

事業者が、評価書の公告から対象事業の実施に着手するまでの間に、事業の目的、内容を変更しようとする場合、評価書の公告前における修正と同様に、①軽微な変更、②事業の諸元の変更以外の変更、③環境への負荷の低減を目的とする変更については、手続を再び行うことを要しないとしたものである。しかし、評価書の公告後に事業の内容の変更を認めることは、環境影響評価手続の最終成果物である評価書に記載された内容と異なった内容で事業を実施することを認めることになるため、ここでいう「軽微な変更」は、別紙3に示すとおり、評価書の公告前の「軽微な修正」よりも事業の諸元を数多く設定したり、再実施の基準を厳しくすることにより限定されたものとした（規則第36条）。

2 評価書の公告後における環境影響評価その他の手続の再実施

- (1) 事業者は、評価書に係る公告を行った後に、対象事業実施区域及びその周囲の環境の状況の変化その他の特別の事情により、対象事業の実施において環境の保

全上の適正な配慮をするために第6の1の(5)又は(6)に掲げる事項を変更する必要があると認めるときは、当該変更後の対象事業について、更に第4から第7まで又は第5から第7までの規定の例による環境影響評価その他の手続を行うことができるものとした（条例第28条第1項）。

条例による環境影響評価その他の手続の終了後、事業が長期間未着工の場合等においては、その間に環境の状態にも変化が生じ、予測及び評価の前提がくずれることがある。そのような場合には、条例による環境影響評価その他の手続が再実施されることが望ましいことから、条例においては、そのような場合に手続の再実施ができることとした。

(2) 事業者は、(1)により環境影響評価その他の手続を行うこととしたときは、遅滞なく、その旨を公告するものとした（条例第28条第2項）。

3 許可等に際しての環境の保全の配慮

知事は、第6の2の評価書等の送付を受けたときは、対象事業に係る許可、認可、その他の処分（以下「許可等」という。）又は届出（当該届出に係る法令において、当該届出に関し、当該届出を受理した日から起算して一定の期間内に、その変更について勧告又は命令をすることができることが規定されているものに限る。以下「特定届出」という。）の受理を行う者に対し、評価書を送付するとともに、当該許可等又は特定届出の受理に際し環境の保全についての配慮がなされるよう要請するものとした（条例第29条）。

条例による環境影響評価その他の手続を行った事業については、環境影響評価の結果に基づき事業者自らが適正な環境配慮を行うことが必要であり、この場合、環境影響評価の結果を事業の許可等に反映させる等の仕組みを設けることにより、環境配慮が確実に行われるようにすることが重要である。このため、法においては、免許等を行う者等は、免許等を行う場合等に当たって環境影響評価の結果を併せて判断して処分等を行う趣旨の規定（いわゆる横断条項）が設けられているが、条例においてこのような規定を設けることはできないことから、対象事業に係る許可等を行う者に対し、評価書を送付し、許可等に際し環境の保全についての配慮がなされるよう要請することにしたものである。

第10 措置状況の報告等

1 事業者等の環境の保全の配慮

対象事業を実施し、又は実施しようとする者（委託に係る対象事業にあつては、その委託をし、又はしようとする者。以下「事業者等」という。）は、評価書に記載されているところにより、環境の保全についての適正な配慮をして当該対象事業を実施

するようになければならないものとした（条例第30条）。

2 着手の届出等

- (1) 事業者等は、対象事業の実施に着手したとき又は対象事業の実施を完了したときは、速やかに、その旨を知事に書面により届け出なければならないものとした（条例第31条第1項）。
- (2) 事業者等は、着手した対象事業の実施を他の者に引き継いだ場合には、その旨を公告しなければならないものとした（条例第31条第2項）。

3 措置状況の報告等

- (1) 事業者等は、環境の保全のために講じた措置の状況を記載した書類（以下「措置状況報告書」という。）を作成し、知事及び関係市町村長に対し、これを送付しなければならないものとした（条例第32条第1項）。この場合において、知事は、対象事業の内容を勘案して措置状況報告書の送付の期限を定め、事業者等に対し、通知するものとした（規則第40条）。

また、措置状況報告書には、次に掲げる事項を記載するものとした（技術指針第15条第1項）

- ① 事業者等の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ② 対象事業の名称、種類及び規模
- ③ 対象事業が実施され、又は実施されようとする区域
- ④ 工事の実施の状況又は土地等の存在及び供用の状況
- ⑤ 環境保全措置の内容、実施主体その他の環境保全措置の実施の方法（既に講じられたものに限る。）
- ⑥ 事後調査を行った場合にあっては、事後調査の結果
- ⑦ 事後調査の全部又は一部を他の者に委託して行った場合にあっては、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

このうち、⑤に掲げる事項の記載に当たっては、評価書に記載した事項と異なる場合にあっては、その理由を明らかにするものとし（技術指針第15条第2項）、⑥に掲げる事項の記載に当たっては、次に掲げる事項を明らかにするものとした（技術指針第15条第3項）。

- ① 環境影響評価の結果との比較検討の結果
- ② 事後調査の項目又は手法が評価書に記載したものと異なる場合にあっては、その理由
- ③ 事業者等以外の者が把握する環境の状況に関する情報を活用した場合にあ

っては、当該事業者等以外の者との協力又は当該事業者等以外の者への要請の方法及び内容

- (2) 事業者等は、(1)の送付をしたときは、措置状況報告書を作成した旨等を公告し、関係地域内において、措置状況報告書を公告の日から起算して一月間縦覧に供しなければならないものとした（条例第32条第2項）。

4 立入検査等

- (1) 知事は、1から3までの規定の施行に必要な限度において、事業者等に対し、その着手した対象事業に関し報告させ、又はその職員に、当該対象事業の工事現場若しくは事業者等の事務所若しくは事業場に立ち入り、当該対象事業の実施状況若しくは書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとした（条例第33条第1項）。

この立入検査等は、事業に着手した対象事業に関し、環境保全措置の実施状況の確認等を目的として行なわれるものである。なお、事業着手前の立入検査等については、特に規定はないが、必要があれば事業者等の任意の協力のもとに行なわれることになる。

- (2) (1)により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならないものであり、その立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならないものである（条例第33条第2項及び第3項）。

5 環境の保全のための措置の要求

- (1) 知事は、措置状況報告書の送付を受けた場合又は4の(1)による報告を受け、若しくは立入検査をした場合において、環境の保全のための措置を講ずる必要があると認めるときは、事業者等に対し、当該措置を講ずるよう求めることができるものとした（条例第34条第1項）。
- (2) (1)の場合において、知事は、必要があると認めるときは、審査会の意見を聴くことができるものとした（条例第34条第2項）。

第11 都市計画に定められる対象事業等に関する特例

対象事業が行われる場合には、当該対象事業又は対象事業に係る施設が都市計画に定められることが少なくない。また、対象事業又は対象事業に係る施設が都市計画に定められた場合には、その段階で事業の諸元が決定されることとなることから、このような状況の下で条例による環境影響評価その他の手続が適切にその機能を果たして

いくためには、環境影響評価制度と都市計画制度との調整を図る必要がある。

1 都市計画に定められる第二種事業等

第二種事業が市街地開発事業として都市計画法の規定により都市計画に定められる場合における当該第二種事業又は第二種事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る第二種事業について、第3の1の届出は、都市計画の決定又は変更を行う知事又は市町村（以下「都市計画決定権者」という。）が、当該第二種事業を実施しようとする者に代わるものとして行うものとした（条例第35条第1項）。

2 都市計画に定められる対象事業等

対象事業が市街地開発事業として都市計画法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業について、第4から第10まで及び第14の規定により行うべき環境影響評価その他の手続は、当該都市計画に係る都市計画決定権者が当該対象事業に係る事業者に代わるものとして、当該対象事業又は対象事業に係る施設（以下「対象事業等」という。）に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うものとした（条例第36条第1項）。

都市計画決定権者が事業者に代わるものとして環境影響評価その他の手続を行うものとした理由は次のとおりである。

都市施設または市街地開発事業について都市計画決定がなされた場合には、当該都市計画の区域内においては建築物の建築等について許可が必要となるなどの権利制限が課せられることにかんがみれば、都市計画決定の際に環境影響評価その他の手続が行われていない場合には、事後の環境影響評価その他の手続によって当該都市計画を修正すべきとの判断が行われる可能性が残されることとなるので、都市計画の法的安定性を大きく阻害することとなる。一方、事業者が環境影響評価その他の手続を行っていない限り都市計画決定権者が都市計画決定できないとするのは、まちづくりの基本的な権能を著しく減殺することとなる。

環境影響評価その他の手続は、事業計画の熟度を高めていく過程において十分な環境情報の元に適正な環境保全上の配慮を行っていくことをその本質とするものであり、環境影響評価その他の手続により得られた情報を事業計画に相当する都市計画の内容の検討に生かせるような仕組みとすることが適当である。

したがって、対象事業等が都市計画に定められる場合には、都市計画決定権者が事業者に代わるものとして環境影響評価その他の手続を行うこととした。

また、環境影響評価その他の手続と都市計画決定手続と併せて行う理由は次のとおりである。

環境影響評価その他の手続と都市計画決定手続とは、双方とも、住民に対して正確な情報を提供して広範な意見を集め、公平中立的な判断を行うことを手続の基本的な考え方としているため、これらの手続については、環境影響評価その他の手続においては準備書の公告・縦覧及び意見書の提出、都市計画においては都市計画の案の公告・縦覧及び意見書の提出という類似した手続が設けられている。

また、準備書は、都市計画に定められる事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保するためにその事業が環境に与える影響を評価するための図書であるが、都市計画決定の手続においては、環境面から都市計画の案の合理性・妥当性を判断する際の図書である。

このように、双方の手続は密接な関連を有していることから、都市計画決定権者が双方の手続を行うに当たっては、これらを併せて行うこととしたものである。

3 都市計画に係る手続との調整

都市計画決定権者が行う第6の3の準備書についての公告は、これらの者が定める都市計画についての都市計画法の規定による公告と併せて行うものとした（条例第37条）。

法対象事業については、環境影響評価法において都市計画法の縦覧期間等を延長することの特例が定められており、準備書の縦覧と都市計画の案の縦覧も併せて行うこととされているが、これを条例対象事業について行うことはできないことから、準備書についての公告と都市計画の案の公告を併せて行うことにより、両者の縦覧の開始時期を併せることとしたものである。

4 対象事業の内容の変更を伴う都市計画の変更の場合の再実施

評価書についての公告を行った後に、都市計画決定権者が対象事業の内容の変更を伴う都市計画の変更をしようとする場合において、第9の1(2)の規定により行うべき環境影響評価その他の手続は、当該都市計画決定権者が当該変更に係る事業者に代わるものとして、当該都市計画の変更をする手続と併せて行うものとした（条例第38条）。

5 事業者の行う環境影響評価との調整

(1) 事業者が方法書を作成してから方法書についての公告を行うまでの間において、当該方法書に係る対象事業等を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が、当該方法書に係る対象事業が第一種事業である場合にあっては事業者（事業者が既に当該方法書を送付しているときは、事業者及びその送付を受けた者）に、第二種事業である場合にあっては事業者並びに知事及び第3の2の市町村長（事業者が既に当該方法書を送付しているときは、事業者並びに知事及びその送付を受けた市町村長）にその旨を通知したときは、当該都市計画に係る対象事業につい

ての第11の2の規定は、事業者がその通知を受けたときから適用することとした。この場合において、事業者は、その通知を受けた後、直ちに当該方法書を都市計画決定権者に送付しなければならないこととした（条例第39条第2項）。この場合において、その通知を受ける前に事業者が行った環境影響評価その他の手続は都市計画決定権者が行ったものとみなし、事業者に対して行われた手続は都市計画決定権者に対して行われたものとみなすこととした（条例第39条第2項）。

都市計画決定権者が対象事業等を都市計画に定めようとするときに、既に事業者が環境影響評価その他の手続を開始している場合があり得るが、このような場合において、事業者が行った手続を無効にし、改めて都市計画決定権者が方法書の作成（第二種事業であれば判定に係る届出）から行わなければならないとするのは不合理である。このため、事業者が既に行った手続を都市計画決定権者が行ったものとみなすなど、手続の引継が可能な仕組みとしたものである。

- (2) 事業者が方法書についての公告を行ってから準備書についての公告を行うまでの間において、これらの公告に係る対象事業等を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が事業者及び方法書又は準備書の送付を当該事業者から受けた者（これらの公告に係る対象事業が第二種事業である場合にあっては、事業者並びに知事及びこれらの送付を受けた市町村長）にその旨を通知したときは、事業者は、当該対象事業に係る準備書を作成していない場合にあっては作成した後速やかに、準備書を既に作成している場合にあっては通知を受けた後直ちに、当該準備書を都市計画決定権者に送付するものとした。この場合において、当該都市計画に係る対象事業については、第11の2の規定は、都市計画決定権者が当該準備書の送付を受けたときから適用することとした（条例第39条第3項）。この場合において、準備書の送付の前に行われた事業者に関する手続は、都市計画決定権者に関して行われた手続とみなすこととした（条例第39条第4項）。

環境影響評価その他の手続は、一連のものとして行われて初めて有効に機能するものである。したがって、事業者の手続が引き継がれる場合には、住民等に混乱をもたらさないよう、また、事業者の検討行為等が分断されることのないようにしなければならない。このような観点から、事業者から都市計画決定権者への引継の時点は、各段階の成果物（方法書、準備書）が作成済みであり、かつ、次の段階の手続に入っていない時点で行うこととしている。また、分割できない手続の過程にある場合には、その一体として行われるべき手続の成果物の作成後に引継が可能な仕組みとしたものである。具体的には、(1)の方法書の作成後で公告縦覧の開始前の時点、(2)の準備書の作成後で公告縦覧の開始前の時点で引き

継ぐことができるようにしたものである。

- (3) 事業者が準備書について公告を行ってから評価書について公告を行うまでの間において、(2)の都市計画につき都市計画法の規定による公告が行われたときは、当該都市計画に係る対象事業については、引き続き第6の準備書及び第7の評価書に係る環境影響評価その他の手続を行うものとし、第11の2の規定は、適用しないこととした（条例第39条第5項）。

事業者が準備書の公告を行ってから評価書の公告を行うまでの間において、都市計画の案の公告がなされた場合については、準備書に係る手続から評価書の完成という一体的な手続を異なる主体が分割して行うことは適切でないことから、事業者が引き続き当該都市計画に係る対象事業についての環境影響評価その他の手続を行うこととし、都市計画決定権者は手続を行うことを要しないこととしたものである。

6 事業者の協力

都市計画決定権者は、第二種事業を実施しようとする者又は事業者に対し、1から5までに規定する環境影響評価その他の手続を行うための資料の提供、説明会への出席その他の必要な協力を求めることができるものとした（条例第40条）。

都市計画に定められる対象事業等に関する特例の適用がある場合には、事業を行う者に代わるものとして都市計画決定権者が、一連の手続を行うこととなるが、個々の事業ごとに異なる事情もあり、事業を行う者の協力がなければ、都市計画決定権者としても事業の環境の保全についての適正な配慮ができないことが想定され、また、事業者が相応の負担をすべきとの考え方もあることから、都市計画決定権者が第二種事業を実施しようとする者又は事業者に必要な協力を求めることができるようにしたものである。

第12 港湾計画に係る環境影響評価その他の手続

1 港湾環境影響評価

条例において「港湾環境影響評価」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）に規定する港湾計画（以下「港湾計画」という。）に定められる港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全（以下「港湾開発等」という。）が環境に及ぼす影響（以下「港湾環境影響」という。）について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその港湾計画に定められる港湾開発等に係る環境保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における港湾環境影響を総合的に評価することをいうものとした（条例第41条）。

2 港湾計画に係る港湾環境影響評価その他の手続

(1) 港湾管理者は、港湾計画の決定又は決定後の港湾計画の変更のうち、規模の大きい埋立てに係るものであることその他の政令で定める要件に該当する内容のものを行おうとするときは、当該決定又は変更に係る港湾計画（法第48条第1項の対象港湾計画（以下「法対象港湾計画」という。）を除く。以下「対象港湾計画」という。）について、条例に定めるところにより港湾環境影響評価その他の手続を行わなければならないものとした（条例第42条第1項及び第2項）。

港湾法による港湾計画については、港湾が人と物の交流を支える交通基盤として、また、国民生活や産業活動を支える基盤として多様な利用がなされており、港湾計画の策定の際には、これまでも環境影響の把握が行われてきたことから、条例において、港湾計画の策定に当たっての環境影響評価について規定することとした。なお、港湾計画に係る港湾環境影響評価その他の手続においては、対象事業に係る環境影響評価その他の手続を準用することとしているが、港湾計画という計画の策定段階で行われる環境影響評価であるという特性を踏まえ、方法書の手続については準用せず、準備書の作成から始まる手続とした。

(2) 対象港湾計画については、具体的には以下のとおりとした（規則第46条）。

ア 港湾計画の決定であって、当該港湾計画に定められる港湾開発等の対象となる区域のうち、埋立てに係る区域及び土地を掘り込んで水面とする区域（以下「埋立て等区域」という。）の面積の合計が150ヘクタール以上であるもの

イ 決定後の港湾計画の変更であって、当該変更後の港湾計画に定められる港湾開発等の対象となる区域のうち、埋立て等区域（当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。）の面積の合計が150ヘクタール以上であるもの

(3) 港湾管理者は、対象港湾計画の決定又は決定後の対象港湾計画の変更を行う場合には、港湾環境影響評価書に記載されているところにより、当該港湾計画に定められる港湾開発等に係る港湾環境影響について配慮し、環境の保全が図られるようにするものとした（条例第42条第3項）。

第13 法対象事業等に係る手続等

1 法対象事業等に係る手続（条例第43条）

(1) 知事は、法第二種事業に係る判定について意見を述べる場合には、期間を指定して、当該法第二種事業が実施されるべき区域を管轄する市町村長に、法の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要があるかどうかについての意見

及びその理由を求めなければならないものとした。

- (2) 知事は、法対象事業に係る方法書について意見を述べる場合には、当該方法書について審査会の意見を聴くものとした。
- (3) 知事は、法対象事業に係る準備書について意見を述べる場合には、当該準備書について審査会の意見を聴くものとした。
- (4) (3)の意見を述べる場合において、知事は、必要があると認めるときは、当該準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見を聴くための公聴会を開催することができるものとした。
- (5) 第10の措置状況の報告等に係る規定は実施に着手した法対象事業について、また、第10の3の規定は法対象港湾計画について準用するものとした。

法対象事業等については、第1の3及び第12の2に示すとおり、この条例の対象とする事業又は港湾計画から除いているが、法第60条において、①法対象事業等以外の事業に係る環境影響評価その他の手続に関する事項、②法対象事業等に係る環境影響評価についての当該地方公共団体における手続に関する事項 に関し条例で必要な規定を定めることを妨げるものではないとされており、環境影響評価制度の実効性を高める観点から、(1)から(5)までの規定を設けたものである。

2 法の手続との調整

- (1) 知事は、法対象事業について、法の規定による環境影響評価その他の手続を経ることを要しないこととなった場合において、その事業が対象事業に該当することとなったときは、法の定めるところに従って作成された書類をこの条例の規定による環境影響評価その他の手続を経た書類とみなすことができるものとした（条例第44条第1項）。

この規定は、法に基づき環境影響評価その他の手続の一部が行なわれた事業が、事業内容の修正により、法対象事業としての要件を失い、当該修正後の事業が条例対象事業となる場合において、法に基づいて作成された書類があるときは、それを条例に基づく書類とみなすことにより、引き続き条例の規定に基づく環境影響評価その他の手続を進められるようにしたものである。

- (2) (1)の規定は、法対象港湾計画について準用するものとした（条例第44条第2項）。

第14 勧告及び公表

1 勧告

知事は、次の各号の一に該当すると認めるときは、その者に対し、必要な措置を講

すべきことを勧告することができるものとした（条例第45条第1項－第3項）。

- (1) 第二種事業を実施しようとする者が、①この条例の規定による環境影響評価その他の手続を行わないとき、又は、②第3の2(1)の措置がとられるまでに当該事業を実施したとき。
- (2) 事業者等が、①この条例の規定による環境影響評価その他の手続を行わないとき、②評価書の公告を行うまでに対象事業を実施したとき、又は、③第10の5の規定により求められた環境の保全のための措置を講じないとき。
- (3) 法対象事業を実施し、又は実施しようとする者（委託に係る法対象事業にあつては、その委託をし、又はしようとする者。以下「法対象事業者」という。）が、①この条例の規定による環境影響評価その他の手続を行わないとき、又は、②第10の5の規定（第13の1(5)において準用）により求められた環境の保全のための措置を講じないとき。

(1)及び(2)は、条例対象事業に係る事業者等に対する勧告要件を、工事の着手前及び工事の着手後のそれぞれの段階の作為又は不作為として、また、(3)は法対象事業者に対する勧告要件を、法の規定の及ばない工事着手後の作為又は不作為として定めたものである。

2 公表

知事は、次の各号の一に該当するときは、その旨を公表できるものとした。この場合において、知事は、その者に対し、弁明の機会を与えなければならないものとした（条例第45条第4項－第7項）。

- (1) 1の勧告を受けた者が当該勧告に従わなかったとき。
- (2) 第二種事業を実施しようとする者、事業者等及び法対象事業者が、この条例の規定により届出又は送付をすべきこととされている書類に虚偽の記載をして届出又は送付をしたとき。
- (3) 事業者等及び法対象事業者が、第10の4(1)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対し、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(1)から(3)までの各号の一に該当する場合に、知事がその旨を公表することは、その者に対し不利益な取り扱いをすることとなるため、知事は、公表に当たっては、その者に対し、山口県行政手続条例の規定の例により（規則第51条）、弁明の機会を与えなければならないとしたものである。

第15 雑則

1 隣接県等との連絡

知事は、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域内に山口県の区域に属さない地域がある場合においては、当該山口県の区域に属さない地域を管轄する地方公共団体と密接に連絡し、これに必要な協力を求めるものとした（条例第46条）。

2 市町村との連絡

事業者等及び法対象事業者は、この条例の規定による公告若しくは縦覧又は説明会の開催について、関係する市町村と密接に連絡し、必要があると認めるときはこれに協力を求めることができるものとした（条例第47条）。

これは、市町村が住民等への周知の手段を有し、また、縦覧、説明会に適した場所を管理している立場にあることを踏まえた規定であるが、当該協力を要する実費は、本来事業者により負担されるべき性格のものである。

3 調査及び研究

県は、環境影響評価に必要な技術の向上を図るため、当該技術に関する調査及び研究の推進並びにその成果の普及に努めるものとした（条例第48条）。

4 適用除外

(1) この条例の規定は、放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）及び土壌の汚染については、適用しないこととした（条例第49条第1項）。

放射性物質による大気の汚染等については、原子力基本法その他の関係法律で定めるところによるものとされていることから、条例は適用しないこととしたものである。

(2) 第3から第14までの規定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第87条の規定による災害復旧の事業又は同法第88条第2項に規定する事業、建築基準法（昭和25年法律第201号）第84条の規定が適用される場合における同条第1項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業及び被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条第1項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第3号に規定する事業については、適用しないこととした（条例第49条第2項）。

災害の復旧の事業等、防災上の観点から緊急に事業を行う必要のあるものについては、人命に直接関わる問題であることから、条例中の手続の実施に関する規定を適用除外するものである。

5 規則の制定とその経過措置

(1) 第一種事業又は第二種事業を定める規則の制定又は改廃により新たに対象事業

となる事業（新たに第二種事業となる事業のうち第3の2(1)の措置がとられたものを含む。以下「新規対象事業等」という。）であって次に掲げるもの（アからウまでに掲げるものにあつては、当該制定又は改廃に係る規則の施行の日（以下「規則施行日」という。）以後その内容を変更せず、又は事業規模を縮小し、若しくは規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更のみをして実施されるものに限る。）については、第3から第14までの規定は、適用しないこととした（条例第50条第1項）。

ア 規則施行日前に許可等が与えられ、又は特定届出がなされた事業

イ 規則施行日前に国又は県の補助金又は負担金の交付の決定がなされた事業

ウ 規則施行日前に都市計画法第17条第1項の規定による公告が行われた同法の都市計画に定められた事業（当該都市計画に定められた都市施設に係る事業を含む。以下同じ。）

エ アからウまでに掲げるもののほか、規則施行日から起算して六月を経過する日までに実施される新規対象事業等

この規定は、当該規則の施行の際、既に事業の実施に係る許可等が終了している等の一定の段階にあるものについては、法的安定性の要請を考慮して条例による環境影響評価その他の手続を行うことを要しないこととしたものである。ただし、これらの場合であっても、規則施行日以降において一定の変更をする場合については、条例の適用除外とする必要はないものと考えられることから、条例による環境影響評価その他の手続を行う必要があることとしたものである。なお、ウにおいて「都市計画に定められた」とされているのは、当該事業に係る都市計画決定が規則施行日前に行われていることが必要であるという趣旨である。

(2) (1)のアからエまでに掲げる事業に該当する事業であつて、規則施行日以後の内容の変更（環境影響の程度を低減するものとして規則で定める条件に該当するものに限る。）により新規対象事業等として実施されるものについては、第3から第14までの規定は、適用しないこととした（条例第50条第2項）。

(3) (1)のアからエまでに掲げる事業に該当する新規対象事業等を実施しようとする者は、(1)の規定にかかわらず、当該新規対象事業等について、第4から第7まで又は第5から第7までの規定の例による環境影響評価その他の手続を行うことができるものとした（条例）第50条第3項）。

(4) 第8、第9の1及び2(2)の規定は、(3)により環境影響評価その他の手続を行う対象事業について準用することとした（条例第50条第4項）。

6 規則への委任

この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定め

ることとした（条例第51条）。

第16 附則

1 施行期日

1 この条例は、平成11年6月12日から施行することとした。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行することとした（条例附則第1項）。

ア 第1（6を除く。）、第2並びに第12の1、2(1)及び(2)の規定 公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日（平成11年2月9日）

イ 第16の3の規定 公布の日（平成10年12月22日）

2 経過措置

(1) この条例の施行の際、当該施行により新たに対象事業となる事業（新たに第二種事業となる事業のうち第3の2(1)の措置がとられたものを含む。）について、山口県行政手続条例（平成7年山口県条例第1号）第33条に規定する行政指導その他の措置の定めるところに従って作成された次の各号に掲げる書類があるときは、当該書類は、それぞれ当該各号に定める書類とみなすものとした（条例附則第2項）。

ア 環境影響評価の項目を記載した書類であって知事に対する送付の手続を経たものであると認められるもの 第4の2から5までの公告及び縦覧、意見聴取の手続を経た方法書

イ 知事が前号に掲げる書類について環境の保全の見地からの意見を述べたものであると認められる書類 第4の6の環境の保全の見地からの意見に係る書面

ウ 環境影響評価の結果を記載した書類であって知事に対する送付の手続を経たものであると認められるもの 第6の2の送付の手続を経た準備書

エ ウに掲げる書類であって第6の3の公告及び縦覧並びに第6の4による周知のための措置に相当する手続を経たものであると認められるもの 第6の3及び第6の4の手続を経た準備書

オ エに掲げる書類に対する環境の保全の見地からの意見の概要を記載した書類であって知事に対する送付の手続を経たものであると認められるもの 第6の6の意見の概要等の送付の手続を経た当該意見の概要等を記載した書類

カ 知事がエに掲げる書類について環境の保全の見地からの意見を述べたものであると認められる書類 第6の7の環境の保全の見地からの意見に係る書面

- キ カの意見が述べられた後にエに掲げる書類の記載事項の検討を行った結果を記載した書類であって知事に対する送付の手続を経たものであると認められるもの 第7の2の送付の手続を経た評価書
- ク 第7の3の公告及び縦覧に相当する手続を経たものであると認められる書類 第7の3の手続を経た評価書

この規定は、条例の施行の際、当該施行により新たに対象事業となる事業について、既に要綱その他の行政指導により一定の手続が進行している場合に、その実績を尊重することにより、条例の円滑な施行を確保することから設けられたものであるが、この基本的な考え方としては、条例の一連の手続が書面主義で構成されていることから、これらの書面に着目して、要綱その他の行政指導により条例の書面のいずれかに相当する書面が確定している場合には、当該書面を条例の手続によって作成された書面とみなすことにより、条例においては、そのみなされた書面以降の手続のみを行うこととするものである。

なお、これによりアからクまでに定める書類とみなされた要綱その他の行政指導により作成された書類については、当該書類が要綱その他の行政指導により作成されたものであるため、当該書類の記載事項及び内容は、条例において必要とされる記載事項及び内容とは異なるものとなるが、この点をもって当該書類に不備があると解釈されるものではないものである。

- (2) (1) (ア及びイを除く。)の規定は、この条例の施行により新たに第12の2の対象港湾計画となる港湾計画について準用することとした(条例附則第3項)。
- (3) 第一種事業又は第二種事業であって次に掲げるもの(アからウまでに掲げるものにあつては、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後その内容を変更せず、又は事業規模を縮小し、若しくは規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更のみをして実施されるものに限る。)については、第3から第14までの規定は、適用しないこととした(条例附則第4項)。なお、この場合の軽微な変更等は、第9の1(2)の変更と同様とした(規則附則第2項)。
- ア 施行日前に許可等が与えられ、又は特定届出がなされた事業
- イ 施行日前に国又は県の補助金又は負担金の交付の決定がなされた事業
- ウ 施行日前に都市計画法第17条第1項の規定による公告が行われた同法の都市計画に定められた事業
- エ アからウまでに掲げるもののほか、施行日から起算して6月を経過する日までに実施される第一種事業又は第二種事業
- (4) (3)のアからエまでに掲げる事業に該当する事業であつて、施行日以後の内容の変更(環境影響の程度を低減するものとして規則で定める条件に該当するものに

限る。)により第一種事業又は第二種事業として実施されるものについては、第3から第14までの規定は、適用しないこととした(条例附則第5項)。

この場合の「環境影響の程度を軽減するもの」としての条件は、環境への負荷の低減を目的とする変更(緑地その他の緩衝空地を増加するものに限る。)であることとした(規則附則第3項)。

(5) (3)のアからエまでに掲げる事業に該当する第一種事業又は第二種事業を実施しようとする者は、(4)の規定にかかわらず、当該事業について、第4から第7まで又は第5から第7までの規定の例による環境影響評価その他の手続を行うことができるものとした(条例附則第6項)。

(6) 第8、第9の1及び2(2)の規定は、(5)の規定により環境影響評価その他の手続を行う対象事業について準用するものとした(条例附則第7項)。

3 附属機関の設置に関する条例の一部改正

附属機関の設置に関する条例(昭和28年山口県条例第51号)の一部改正を行い、山口県環境影響評価技術審査会を山口県の附属機関とし、環境影響評価に関する重要事項についての調査及び審議に関する事務を行うものとした。(条例附則第8項)

(別紙1～3 省略 それぞれ環境影響評価条例施行規則の別表第1～第3を参照)

